

# どうなっているのか合併協議会

豊築1市2町合併協議会主な協定項目協議状況(平成17年2月14日現在)

協定項目	協議結果																				
合併の方式	新設(対等)合併																				
合併期日	平成18年3月27日																				
新市の名称	協議会委員の投票の結果、「豊築市」8票、「豊前市」6票で、「豊築市」に																				
新市の事務所の位置	「新市の事務所の位置は、現行豊前市庁舎とし、現在の椎田町役場及び築城町役場は支所とする。」という案を協議中																				
財産及び債務の取扱い	1市2町の所有する財産、公の施設及び債務は、全て新市に引き継ぐものとする。それぞれの財産区は、新市に引き継ぐものとする。																				
議会議員の定数及び任期の取扱い	豊前市議会 定数26名以下で合併後即選挙 椎田町議会 在任特例、定数特例という意見あり 築城町議会 定数特例、在任特例という意見あり 3首長から定数34名以内と提案あり 現在、法定協議会の小委員会で協議中																				
地方税の取扱い	・個人市民税の均等割・所得割は、現行のとおりとする。 ・法人市民税は、合併後1年間、不均一課税とし、それぞれ旧市町村の税率とする。その後統一する。 豊前市14.7%、椎田町12.3%、築城町12.3% ・固定資産税は、合併後5年間は不均一課税とし、3年間はそれぞれの旧市町の税率とする。その後段階的に統一する。 豊前市1.6%、椎田町1.4%、築城町1.4%																				
地域審議会・地域自治組織の取扱い	地域自治区を設置する。																				
使用料・手数料等の取扱い	・使用料等は、原則として現行のとおりとして、合併時に統一するよう努める。 ・手数料は、合併時に統一する。 ・保育料は、各市町で相違があるので協議中。																				
国民健康保険事業の取扱い	・課税方式は、所得割、均等割、平等割の3方式とする。 ・税率は、合併直前の医療費の動向を勘案し、算定するものとして協議中。 (平成16年度現在)																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>所得割</th> <th>均等割</th> <th>平等割</th> <th>資産割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>豊前市</td> <td>9.5%</td> <td>24,000円</td> <td>27,000円</td> <td>38%</td> </tr> <tr> <td>椎田町</td> <td>8.8%</td> <td>25,000円</td> <td>26,500円</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>築城町</td> <td>12.0%</td> <td>22,000円</td> <td>25,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		所得割	均等割	平等割	資産割	豊前市	9.5%	24,000円	27,000円	38%	椎田町	8.8%	25,000円	26,500円	25%	築城町	12.0%	22,000円	25,000円	
	所得割	均等割	平等割	資産割																	
豊前市	9.5%	24,000円	27,000円	38%																	
椎田町	8.8%	25,000円	26,500円	25%																	
築城町	12.0%	22,000円	25,000円																		

## 議員在任特例とは

合併で新しい自治体をつくる新設合併の場合、原則では議員は失職し、地方自治法の定める定数内で選挙を実施しなければならない。合併特例法が設ける在任特例は、市町村合併後、旧市町村議員全員が任期を最長2年間延長することができる。しかし、この在任特例に対しては、全国で住民より反対の声が多数あがり、議会の解散運動が起こっている所もある。

## 議員定数特例とは

合併後、最初の選挙に限り、法定定数の2倍以内まで定数を増加することができる。また、選挙は合併の日から50日以内に行わなければならない。